

報道各位

新潟市土木部道路計画課

2月1日から「新潟市私道災害復旧支援制度」 の申請受付を開始します

本市では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震で被災した私道について、生活再建等に向け迅速な原形復旧を支援するため、「新潟市私道災害復旧支援制度」を創設しました。

この度、令和6年2月1日（木）から申請受付を開始することとなりましたので、広報にご協力をいただきますようお願いいたします。

1 相談・申請窓口

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時30分

場所：**西区の方** 私道災害対策チーム（土木部 道路計画課）

※西区役所3階フロア特設

その他の区の方 各区建設課

2 申請書類の配付

申請に必要な各種書類は、新潟市のホームページでダウンロードいただくか、最寄りの申請窓口でも配布します。

3 申請期間

第1回 令和6年2月1日（木）～令和6年3月29日（金）

※市内の住宅や公道の復旧状況に応じ、新たに申請期間を設ける場合があります。

4 補助対象の条件等

これから原形復旧する工事の他、既に実施中または実施済みの原形復旧工事や応急復旧工事についても、補助の対象となる場合があります。

対象条件や申請手続きの流れ等の詳細については、別紙リーフレットをご確認ください。

問い合わせ先

新潟市土木部道路計画課

小林 025-226-3034（直通）

本制度の対象となる私道において、既に完了した原形復旧工事や原形復旧するまでに応急的に実施した工事についても、工事の完了を証明できる書類等の提出により、補助金交付の対象となる場合があります。

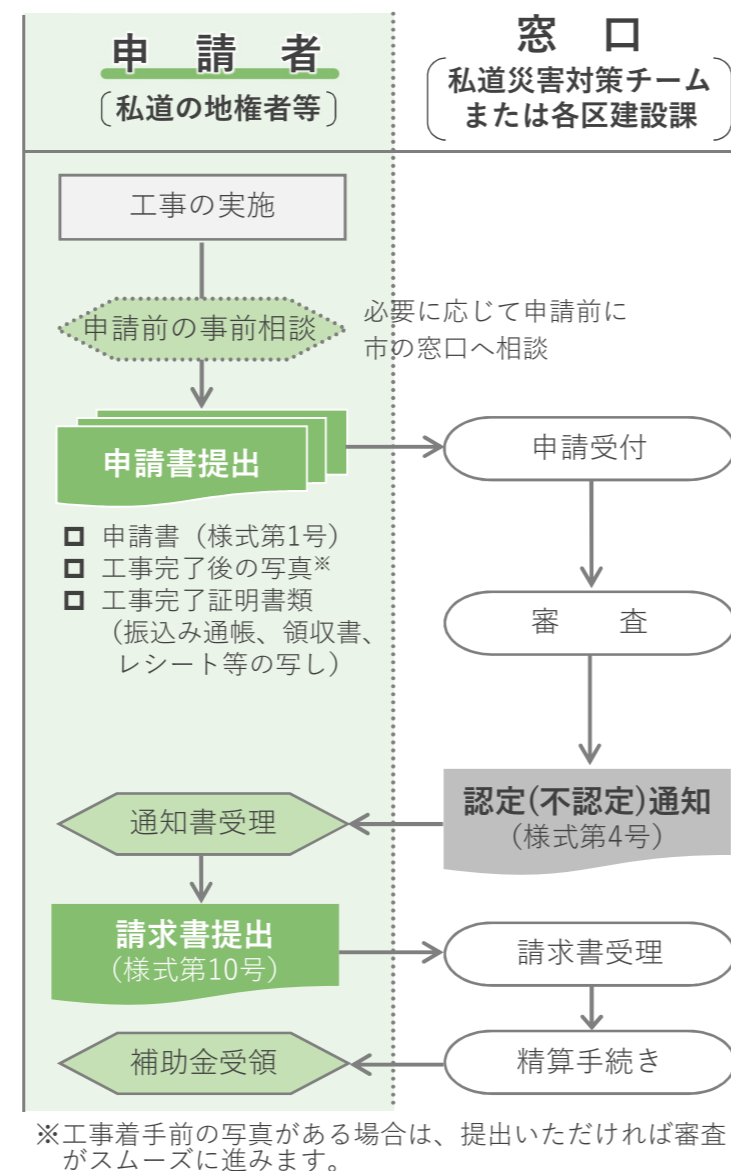
3-1 原形復旧した工事

- 対象私道
 - 対象工事
 - 補助金額
 - 申請期間
- 表面①「制度概要」と同様

3-2 応急復旧した工事

- 対象私道 表面①「制度概要」と同様
- 対象工事 被災前の形状に戻すまでの間に**仮で復旧した工事**
例) 陥没箇所の砕石等での修復
舗装ひび割れ箇所の仮復旧
- 補助金額 **実費支給(上限額あり)**
(1)地権者自身で実施した工事 **上限5万円/申請**
(2)業者に発注した工事 **上限30万円/申請**
- 申請期間 **令和6年2月1日(木)以降随時**

3-3 申請手続きの流れ



※工事着手前の写真がある場合は、提出いただければ審査がスムーズに進みます。

申請書類やガイドラインの配付について

申請に必要な各種書類や書類を記入する際の手引きとなる申請ガイドラインは、新潟市のホームページでダウンロードいただくか、最寄りの申請窓口でも配布しています。

新潟市 私道災害復旧



【制度についての問合せ】 新潟市 土木部 道路計画課 (私道災害対策チーム) TEL 025-226-3045

令和6年能登半島地震に伴う私道災害復旧支援制度

新潟市

相談または申請の窓口

受付時間

平日 午前8時30分～午後5時30分

西区の方はこちら

私道災害対策チーム
(西区役所3階フロア特設)

西区寺尾東3-14-41
025-210-5288



その他の区の方はこちら

北区建設課
(北区役所2階)

北区東栄町1-1-14
025-387-1405

東区建設課
(東区役所1階)

東区下木戸1-4-1
025-250-2610

中央区建設課
(NEXT21 5階)

中央区西堀通6番町866
025-223-7410

江南区建設課
(江南区役所2階)

江南区泉町3-4-5
025-382-4738

秋葉区建設課
(秋葉区役所4階)

秋葉区程島2009
0250-25-5410

南区建設課
(南区役所3階)

南区白根1235
025-372-6460

西蒲区建設課
(西蒲区役所A棟3階)

西蒲区巻甲2690-1
0256-72-8541

1 制度概要

これから復旧する場合

令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって被災した私道について、生活再建等に向け迅速な原形復旧を支援することにより、被災者の負担軽減を図る特例制度です。

対象の私道 下記(1)～(6)の要件を全て満たす市内の私道

- (1) 一般交通の用に供されている生活道路
- (2) 公道（国道、県道、市道）に接続する道路
- (3) 幅員が1.8m以上の道路
- (4) 住民等により維持管理している道路
- (5) 被災前の機能が失われ日常生活に支障が生じている道路
- (6) 住宅・店舗の出入りに利用している道路
(農地や駐車場のみ接続する道路は対象外)



対象となる道路(被害)の例

対象の工事 被災前の形状に戻す（原形復旧）工事

- ・ 舗装の復旧工事
- ・ 側溝等排水施設の復旧工事 など



原形復旧工事の例

- 被災した砂利道を砂利道に復旧
- 被災したアスファルト舗装道をアスファルト舗装にて復旧
- 被災した側溝を被災前の状態に復旧

既に着手または完了した工事も補助の対象となる場合があります。詳しくは裏面③「遡及措置について」をご覧ください。

補助金額 本市の補助対象工事費の10/10（上限額あり）

幅員	車道部			歩道部	
	4m以下	4m超え 6m以下	6m超え	2m以下	2m超え
工事延長1m当たりの 上限単価(税込み)	9万円	10万円	11万円	4万円	5万円

※補助上限額は、上表の上限単価に工事延長を乗じた金額となります。

例) 4m以下の車道で工事延長が10mの場合
上限額：10m×9万円＝90万円、補助対象工事費：60万円 ⇒ 60万円を補助額とする

※ただし、小規模工事の特例として、工事延長が短く上限額が30万円に満たない場合は、30万円を限度に対象となる工事費を補助します。

例) 4m以下の車道で工事延長が2mの場合
上限額：2m×9万円＝18万円、補助対象工事費：25万円 ⇒ 25万円を補助額とする

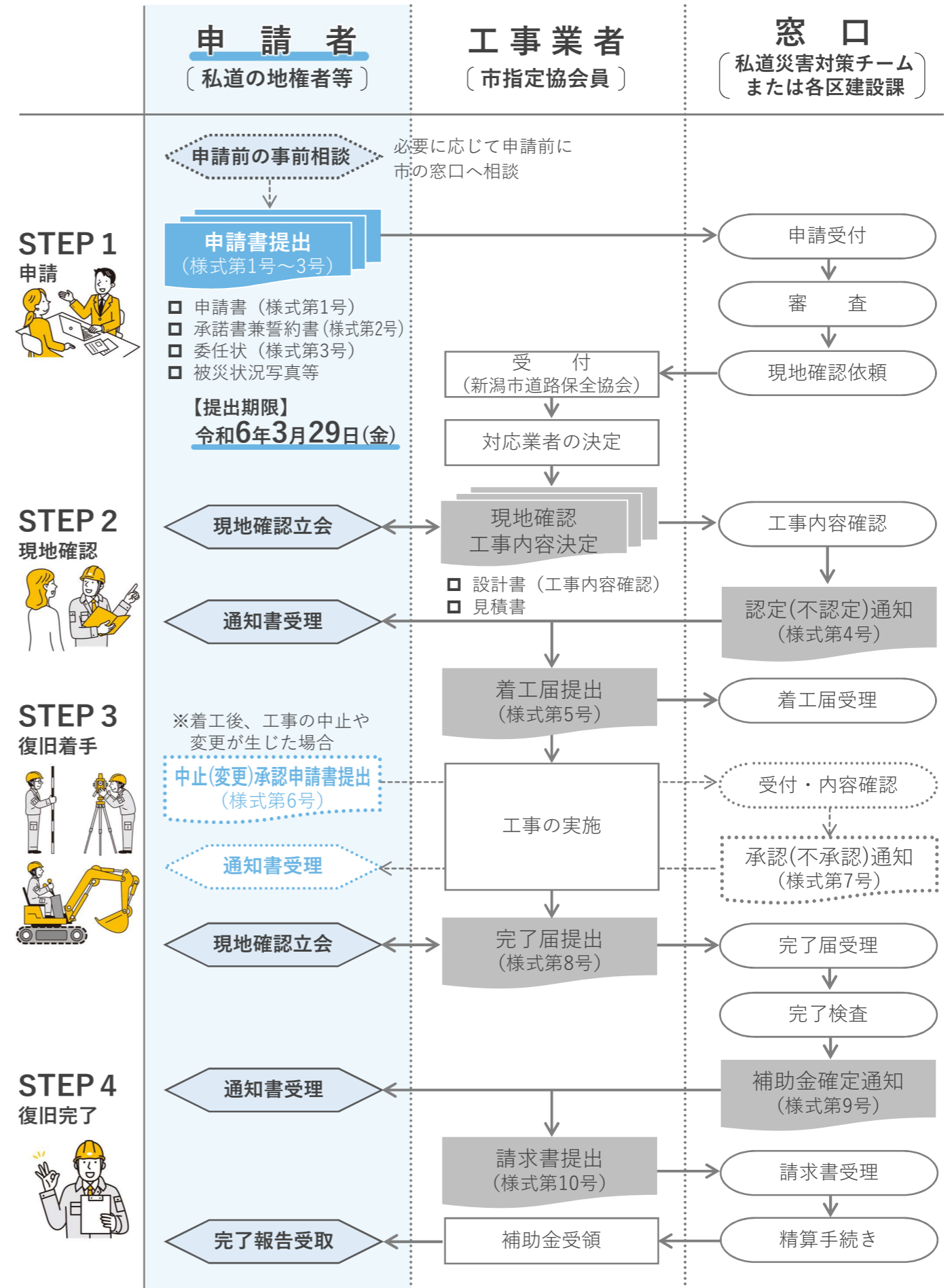
※上限額を超える費用、対象外の工事は申請者の負担となります。

申請期間 【第1回】令和6年2月1日(木)～令和6年3月29日(金)

※市内の住宅や公道の復旧状況に応じ、新たに申請期間を設ける場合があります。

2 申請手続きの流れ

これから復旧する場合



✓ 申請書提出以降は、本市が市指定協会と連携することで、申請者の負担を軽減します